

預金保険制度について

預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

■ 預金保険制度の対象となるもの

【預金】

当座預金、普通預金、別段預金※、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金

【その他】

定期積金

■ 預金保険制度の対象とならないもの

外貨預金、譲渡性預金等

■ 預金等の保護の範囲

預金等の分類		保護の範囲
預金保険 の対象預金等	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金 など 全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金など 合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息等を保護 (注) 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)
預金保険 の対象外預金等	外貨預金、譲渡性預金など	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)

(注)

金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、保護される預金等金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額になります（例えば、2行合併の場合は、2,000万円）。

定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

なお、預金保険制度についての資料は、金融庁や預金保険機構のホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp>

預金保険機構ホームページ <http://www.dic.go.jp>

注釈

※ 別段預金とは、金融機関の内部勘定で使われる預金口座のことです。